

# 第58回大阪市大規模小売店舗立地審議会会議要旨

1 日 時 平成26年11月12日（水） 午後2時開会 午後4時閉会

2 場 所 大阪産業創造館 12階会議室

## 3 出席者

- (1)委員 翁長委員、澤村委員、向山委員、吉田委員、若井委員
- (2)事務局 経済戦略局：西田商業立地担当課長

## 4 議題

大規模小売店舗立地法に基づく届出案件の審議について

- (1)「(仮称) ドン・キホーテ深江橋店」〔新設〕
- (2)「(仮称) イズミヤ法円坂店」〔新設〕
- (3)「(仮称) 阪急オアシス神崎川店」〔新設〕
- (4)「(仮称) ライフ清水谷店」〔新設〕

## 5 議事要旨

- (1)届出案件に係る届出内容について、事務局より説明を行った。
- (2)届出案件の審議に際し、審議会委員から質問、意見等があった。

主な指摘事項は次のとおり

- ① 「(仮称) ドン・キホーテ深江橋店」
  - ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。
  - ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めるよう要望する。
  - ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めていない事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。

- ・ 交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めるよう要望する。
- ・ 来客による自転車が近隣の歩道など道路上に放置されることを抑制する観点から、駐輪場の利用の効率性を高めるとともに、駐輪場の適切な管理を行うよう要望する。
- ・ 24時間営業の店舗であるため、とりわけ深夜時間帯における周辺住民の方への配慮（例：警備員を配置する等、不特定多数の者がたむろをしない様にする）を行うよう要望する。

② 「(仮称) イズミヤ法円坂店」

- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。
- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めるよう要望する。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めていない事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。
- ・ 交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めるよう要望する。
- ・ 来客による自転車が近隣の歩道など道路上に放置されることを抑制する観点から、駐輪場の利用の効率性を高めるとともに、駐輪場の適切な管理を行うよう要望する。

③ 「(仮称) 阪急オアシス神崎川店」

- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。
- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めるよう要望する。

- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めていない事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。
- ・ 交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めるよう要望する。
- ・ 来客による自転車が近隣の歩道など道路上に放置されることを抑制する観点から、駐輪場の利用の効率性を高めるとともに、駐輪場の適切な管理を行うよう要望する。
- ・ 併設施設である医療機関においても、開店後の駐車台数の状況把握に努めるなど、対応策の前提として行った調査・予測結果を検証し、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮を行うとともに、施設の運用に関し適切な対応を行うよう要望する。

#### ④ 「(仮称) ライフ清水谷店」

- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。
- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めるよう要望する。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めていない事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。
- ・ 交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めるよう要望する。
- ・ 来客による自転車が近隣の歩道など道路上に放置されることを抑制する観点から、駐輪場の利用の効率性を高めるとともに、駐輪場の適切な管理を行うよう要望する。

- ・ 騒音についての予測地点の中には、予測結果が評価基準と同値の地点がある。よって事業の実施にあたっては、周辺の生活環境の悪化防止等に、より一層の配慮を行うよう要望する。

## 6 配布資料

資料1 次第

資料2 配席図・委員名簿

資料3 大阪市意見（案）について

資料4 住民意見書の概要

資料5 届出要約書

資料6 「軽微な延刻等」に係る手続きの状況について（報告）

## 7 問い合わせ先 大阪市経済戦略局産業振興部地域産業課

（電話） 06-6615-3784

（FAX） 06-6614-0190